

第163回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	<p><b>1 会議録の承認</b></p> <p><b>2 審議事項</b></p> <p>(1) 児童手当現況届の電子申請に係る業務委託について</p> <p>(2) ごみ問題を抱える人へのカウンセリング等事業の委託について (個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)</p> <p>(3) 地域包括ケアシステム構築に向けた圏域単位での介護データ分析・活用事務について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。) (個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)</p> <p>(4) 若年性認知症支援コーディネーター事業委託について (個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)</p> <p><b>3 報告事項</b></p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 横浜市戸塚福祉授産所の防犯カメラ運用事務</p> <p>(2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 ア 横浜市内企業のインフラビジネス海外展開支援に係る業務委託 (ワークショップ及びビジネスマッチングセミナー開催等) イ Y-PORTセンターにおける横浜市内企業の技術・製品を活用した案件 形成・事業化支援に係る業務委託 ウ よこはまウェルネスパートナーズ運用に伴う名簿管理</p> <p>(3) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託 こどもの育ち応援事業「Welcome あおば子育てツアー」参加受付等業務委託</p> <p>(4) 事業記録作成業務に係る事務委託についての報告 こどもの育ち応援事業「Welcome あおば子育てツアー」事業記録作成委託</p> <p>(5) 広報を目的とした横浜市WEBサイトへの個人情報掲載に係る電子計算機結合についての報告 よこはまウェルネスパートナーズの取組紹介</p> <p>(6) 委託先個人情報保護管理体制 (1件)</p> <p>(7) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (2件)</p> <p>(8) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (39件)</p> <p>(9) 個人情報ファイル簿変更届出書 (7件)</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 個人情報漏えい事案の報告 (平成30年2月24日～平成30年3月16日)</p> <p>(2) その他</p>
日 時	平成30年3月22日 (木) 午後2時00分～午後4時45分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、芦澤委員、小嶋委員、清野委員、中村委員、新田委員
欠席者	加島委員、土井委員、糠塚委員

開催形態	公開
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項(1)～(4)について承認する。</li> <li>・報告事項、その他について了承する。</li> </ul>
議 事	<p><b>【開 会】</b></p> <p>(事務局) それでは、ただいまから第 163 回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日は、加島委員、土井委員、糠塚委員から欠席のご連絡を、また、小嶋委員から少し遅れるとのご連絡をいただいておりますが、ほか5名の委員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いたします。</p> <p>(花村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。</p> <p>始めに、事務局からご報告があるようですので、ご説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 前回の審議会で簡単にご報告させていただきました、鶴見区戸籍課で発生したマイナンバーカード及び交付用端末の盗難について、本日は、事案の詳細、被害者への対応状況及びすでに取り組んでいる再発防止策等についてご報告させていただきます。</p> <p>詳細については、所管課である鶴見区戸籍課、市民局窓口サービス課よりご説明させていただきます。</p> <p>(鶴見区) &lt;事案の詳細等を説明&gt;</p> <p>(花村会長) 委員の皆さま、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。</p> <p>(芦澤委員) 私が経営学の専門家ですので、そういった観点からの質問となります。仕組みとしてルールを設け、体制を整えていくことはとても重要です。その手当をしていただいたことは伝わりました。</p> <p>一方、職員一人ひとりの様子や気持ちも含めて、職場のことについて確認したいと思います。</p> <p>こういった事案が続き、いろいろなところから叱咤される状況になっています。改めるということは重要ですが、過度に職場のモラルが下がったり、大変な状況になっていくのもよくないことです。職員の様子など、現場の状況をお聞かせいただければと思います。</p> <p>(鶴見区) 事案直後に職員全員に、当日の行動のヒアリングをしました。発生したときは皆、執務室内でカードや端末を捜すのに集中していましたが、次第にこの事案の重大さが皆分かってきました。</p> <p>翌月曜日から1週間、どうしてこういう事件が起きてしまったのか、業務時間内に職場において皆で話し合う時間を設けました。その中で原因に近い部分にいた人たちはかなり精神的に落ち込んだという話もありました。</p> <p>ただ、その人が起こしたというよりも、組織的に声かけをしたり、気づきというのが私たちになかったのではないかとということで、皆で一つ</p>

ずつ、個人情報の漏えいにつながるようなことをなくしていこうという話し合いを続けました。

2月27日に謝罪を始めてから3月19日までに被害者全員に会うことができました。区を挙げて責任職やほかの職員にも手伝ってもらい、一緒に謝罪に行ってもらいました。そのとき、戸籍課の職員も当然、説明者として付いて行きました。ほかの課の、全く関係のない課長や係長が謝るのを目の当りにし、自分たちの起こしてしまったことで迷惑をかけているので、つらいとは言えないけれども、その重さは非常によく分かったようです。職場の結束も、皆が一人ひとり、それを理解したという意味では、職員の気持ちは引きしまったと思います。

ただ、やはり若い職員が多いので、精神的な不安を抱えていたり、「ほかの人たちが頑張ってくれているから、自分たちもつらいと言っはいけない」というような思い込みもあったりしました。そのため、総務課と調整し、精神的にやや不安がある職員数名については健康相談室で面談してもらい、気持ちを落ち着かせることをしています。

(芦澤委員) 責任職として適切な心配りをしていただき、ありがとうございます。

あと1点ですが、昨今世の中でも話題になっていますが、業務量に対して、職場のスペースなどの環境や人員配置の問題など、過度な負担がかかっているのであれば、この場でそういった意見も寄せてもらえればと思います。どう考えていますか。

(鶴見区) 鶴見区は住民登録人口29万で、東京に比較的近く、人口異動も多い区ではありますが、青葉区、港北区、神奈川区なども同じ条件です。現時点で鶴見区だけが特殊だとは思っていません。

(芦澤委員) 年間の取扱件数当たりの人員数は考慮した上で配置がされていると受け取ってよろしいでしょうか。

(市民局窓口サービス課) 現在は、その計算を基に配置をされています。現状でも取扱件数が多いのではないかという話は毎年聞いています。今回このような事案が発生しましたので、また話を聴いて、市全体としてどうしていくか考えていきたいと思ひます。

(新田委員) このような事案は大変重要なことですが、それによって職員が萎縮して市民サービスが低下しないよう、皆で話し合ってもらえればと思います。市民は意外に感づくところが多いです。新聞にも出て、話題になっていると思ひます。くじけないよう指導して、職場の健全な雰囲気づくりを望みます。

(花村会長) 端末使用時に設置することになっているワイヤーロックが設置されていなかったという原因があります。ワイヤーロックを設置することはルール化されていたのでしょうか。

(鶴見区) 全市的な端末全体の話としては、端末にはワイヤーロックをするようにという話がありました。ただ、統合端末は毎回出して毎回保管庫にしまうことがルールになっています。保管庫から出したときには業務が始まるので、職員が張り付いています。しまうときは業務が終わるときですので、当然保管庫にしまうことになり、その間は常時、職員が

複数名、端末のそばにいます。きちんとしてしまっているということでワイヤーロックをかけていなかったということが、本当にミスだったと思います。

現在は、端末を出す際、ワイヤーロックを常時かけて使用して、ワイヤーロックを外して保管庫にしまう運用になっています。

(花村会長) つまり、ワイヤーロックを設置せず業務していたことが日常化していたのですよね。「それでも問題ない」と思っていたのでしょうかね。

(鶴見区) 窓口から持っていかれることを想定していなかったということです。

(花村会長) 収納する際にカードの総数の確認はしていたのでしょうか。

(鶴見区) 事案発生時は交付前設定をしていました。100枚のカードの箱から何枚か取り出して設定をして、設定が終わったものは箱に戻していました。むき出しになったものがなくなり、設定が終わった箱に入ったものは無事でした。箱がきちんと閉まっていたので、片付ける職員は、枚数を確認していると思い込んでしまいました。そのまま片付けてしまったので、発覚が翌日まで遅れてしまいました。

(花村会長) そこで確認していれば発覚はもっと早かったということですね。

(鶴見区) はい。

(花村会長) 鶴見区役所は第三者評価委員会が行って調査しました。その際立ち会いましたか。

(鶴見区) はい。あのときは、今回盗難に遭った0番の交付窓口では受付だけしかしていませんでした。8月の段階では、2番の窓口でカードの交付もしていました。

ただ、カードの交付は1日40枚、多い日は80枚ほど申請者が取りに来ます。そのため、1月に繁忙期対策として、3月の確定申告前の駆け込み需要を見込んで、通常窓口の混雑を緩和するために0番で受け付けて、カードを移動することなく交付できるように組み直した直後の事案でした。

(小嶋委員) その担当職員は10代の若い職員と聞いています。まだ職員になりたての人ですね。

(鶴見区) 1年目、2年目ということです。

(小嶋委員) アルバイトではないですね。

(鶴見区) アルバイトではありません。

(小嶋委員) アルバイトに窓口対応に当たってもらうことはあるのでしょうか。

(鶴見区) アルバイトは統合端末を操作できません。端末の操作は、地方公務員法の公務員でないとできませんが、お客様がハガキを持って来たときに、本人確認資料のコピーを取り、中身の点検をしたり、その人のカードを保管庫から出して照合することはアルバイトにも認められています。

(小嶋委員) 神奈川区の答申の中にもあったかと思いますが、アルバイトに対する研修が行われていないか、あるいは不十分であったということです。その点については鶴見区役所では今後どのようにしますか。

(鶴見区) 制度的には、アルバイトの雇用時、地方公務員法の守秘義務など厳しくは課されない部分があります。しかし、私たちが雇うときには、守秘義務等、公務員と同じような形で守ってくださいという話はしています。事前に個人情報保護に関する資料など渡して、「読んでおいてください」と言います。

職員は年に3回、研修を受けます。市民情報室から実施依頼がある個人情報と特定個人情報の研修と、窓口サービス課のシステムを含めた個人情報保護研修です。その三つをやっている時期に在籍している人はアルバイト、嘱託を含めて全員研修を受けています。ただ、採用のときは、テキストを読んでもらったりするのみであるため、今後はもう少し丁寧な研修が必要だということで、アルバイトの採用時にはテキストを配付するだけでなく、私たちが面談のような形で研修を行い、個人別の研修記録簿を作成したいと考えています。

(小嶋委員) その辺りの徹底をしてもらいたいと思います。

鶴見区役所は、外部の人が随分通行するような建物の構造になっているそうです。今回は外部の人が盗んだことが考えられます。パーテーションは窓口の中に置くわけですね。

(鶴見区) 今は、カウンターとカウンターの間に、50センチ程度スロープの付いたスペースがあります。例えば、気分が悪くなったり、お客様が何かあった際に職員がすぐ出て行って手助けをしたり、暗証番号を入れるときに端末操作ができない高齢者のために、出て行って脇に回り込めるスペースがありました。今はそこをつぶして遠回りして出ていくか、カウンターに跳ね上げ式かバネ式の扉を設置し、エリアとして違うことが視覚的に分かるような対策を取ろうと思っています。

(小嶋委員) 中の配置も工夫して、外部から侵入して容易に盗めないようにしてもらいたいです。

(清野委員) 78枚の申請者全員に謝罪できたのはよかったと思います。そのときいただいたご意見はどのようなものがありましたか。また、それを職員たちにどのように共有していますか。

(鶴見区) 申請者に会ってお詫びすることが中心だったので、それぞれがヒアリングのメモのようなものを用意していますが、全てまとめきれていません。申請者からは「管理が甘かったのではないか」というお叱りの言葉や、「二次被害が非常に怖い」ということがありました。

私たちはできる限り二次被害防止ということで、提供の同意が得られた方の情報は携帯電話会社や金融機関等に提供しています。併せてマイナンバーの変更もお勧めして、大半の方は変更しています。ほとんど全職員がほかの課の責任職に付いて、必ず一度は謝罪に行っています。

職員は、「今日こういうことを言われて、こう答えた。」ということをお次の日謝罪に行く職員に伝えていきます。夜8時から会うときには、午前中に行った職員が皆に伝えていきます。

最初の1週間はそのような職場研修のようなことをしました。次の2週間は、実際に申請者にどう言われたかを皆で共有し合っています。

(清野委員) 大変厳しい意見や不安の気持ちの集積で、見るのがつらい部分

もあると思いますが、貴重な市民の生の声です。メモの形で構わないので集約して共有してもらいたいです。

(花村会長) よく「二度あることは三度ある」と言います。市民局窓口サービス課は現場を信頼するのもいいですが、きちんと警鐘を鳴らすべきです。

例えば、ワイヤーロックが設置されているか、たまには抜き打ち検査するなどしてもらえたらと思います。基本的な事項が守られていないからこういうことが起きると言われています。また必要があれば報告してください。

## 1 会議録の承認

(花村会長) 議事を続けます。

第162回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。

特にないようなので、私から1点だけ事務局に確認させてもらいたいのですが、会議録10ページの交通局の案件の部分ですが、中村委員から「3 審議に係る事務」の(6)以降の記載が甘くなっているのでは」という指摘があり、私が「事務局と調整して、より詳細に書いてください」と言いましたが、それはもう反映されているということでしょうか。

(事務局) はい、所管課に「郵便の場合は書留にする」とか、「メールの場合にはパスワードをかけるか」といった記載を追加してもらうように指示しています。

(花村会長) そのほか何点か指摘があった部分がありますが、その辺りは事務局にお任せします。

ほかにご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

## 2 審議事項

### (1) 【案件1】児童手当現況届の電子申請に係る業務委託について

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「児童手当現況届の電子申請に係る業務委託について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思いますが。

(中村委員) 「3 審議に係る事務」の「(1) 電子申請データの受理」の2段落目「個人ごとのID・パスワードを用いる」と記載がありますが、この「個人」とは受託者の職員個人のことですか。

(所管課) はい、3人の正社員の個人ごとにIDとパスワードを割り振ります。

(中村委員)「5 取り扱う個人情報」の電子データと紙データの違いとして、先ほどの説明で紙データでは署名用データは取り扱わないと聞きました。しかし、資料には紙データにも「署名データ」が記載されていますが、いかがでしょうか。

(所管課) 紙データで取り扱わないのは、「署名用電子証明書」のことです。失礼しました。

(中村委員) それだけが違うということですね。

(所管課) はい。

(中村委員)「委託先個人情報保護管理体制」の9(6)に「作業機器は外部との接続をしていない」という項目にチェックが付いています。この「外部」にはマイナポータルは含まれないということでしょうか。マイナポータルから情報を取得するという意味ではつながっていると思いますが、「外部」には含まれないという理解ですか。

(所管課) 事務局と記載の仕方を調整します。

(新田委員) 今回委託するのは、「2 事務全体の概要」の(4)の「現況届の提出」の作業のみですか。

(所管課) はい。

(新田委員) 現在、小学校では給食費が未払いの児童が1学校1割から2割くらいいるそうです。給食費を払わない人は児童手当から給食費を引くという話を聞いています。そのような業務もするのかなと思い、確認のために聞きました。

(所管課) 法律上、一定の条件の下で、給食費未払いの人に児童手当の支給と相殺することはできるようにはなっています。ただ、この業務については全くそういったこととは関係ありません。現況届の申請受理の業務のみです。

(新田委員) そのような相殺の業務をすると個人情報が流れてしまう気がします。現況届の業務だけなら問題ないかと思います。

(小嶋委員) 受託者についてですが、デジタルビジネス戦略部が担当ということですか。この部署は、ほかのいろいろな業務をやっていると思います。正社員が3名だけで2万9千件の申請書の受理を行うのでしょうか。再委託はありますか。

(所管課) 再委託については、どこまでならしいとか禁止といった決まりは法定上特にありません。自治体と受託者との間で決めることになっていると聞いています。当面は再委託を想定していません。

2万9千件と資料には書いてはいますが、他都市の状況等を聞くと、今のところほとんど実績がありません。これからかと思います。件数が増えていく中で、印刷、確認、配送が3人で回らないようなことが出てくれば、受託者との調整の中で一部再委託ということも、法律上必ずしも禁止されていません。必要となった時点で検討したいと思います。

(小嶋委員) 再委託する場合は、再委託先の個人情報に関する諸条件をクリアしているかどうか確認してもらいたいです。

「4 個人情報の管理体制」の「廃棄方法」ですが、電子データは受託者が廃棄するという事です。その確認方法は、「情報管理簿の確認」となっています。誰が確認しますか。

(所管課) 情報管理簿については、受託者が毎回削除した場合に記録を付けることとなります。その記録簿の写しを毎回送ってもらい、私どもが確認します。

(花村会長) ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(2) 【案件2】ごみ問題を抱える人へのカウンセリング等事業の委託について  
(個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件2「ごみ問題を抱える人へのカウンセリング等事業の委託について」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件2につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(中村委員) 「5 取り扱う個人情報」では、電子データを取り扱うようですが、「4 個人情報の管理体制」では、「受託者における電子計算機処理」の欄が「無し」になっています。これでよろしいのですか。

(所管課) 記録という形で電子データは取り扱いますが、計算機処理はしません。

(新田委員) 私は2件くらいごみ屋敷を知っていて、実際に本人や近所の人に会って話もしたことがあります。手紙を出して応じてくれるかは、非常に難しい気がしました。怒鳴られるだけで、話そうとしても全然応じない人もいます。相手に丁寧な説明をする必要があると思えます。何をされるか分からないというような危険性を感じているのか、けんか腰で来るような感じでした。訪問する際には、相手への気遣いが大事だと思えました。カウンセリングを受け入れられるような上手な体制づくりをお願いします。

(所管課) 実際、ごみをため込む人への支援は難しいところがあります。全く関係が取れない人もいます。関係が取れ始めた人には本当に丁寧に説明して、カウンセリングをします。カウンセリングをすることによって相手の状況が分かるので、支援者としては支援しやすくなります。

(新田委員) カウンセリングに持って行けるように、その辺りを工夫していただければと思えます。

(花村会長) 受託者についてですが、臨床心理士1人が5件のカウンセリングを行うと考えていいのですか。

(所管課) 現在は1人ですが、場所等いろいろあるので、ケースがあがっ

てきたときに区と相談しながらやっついこうとは思っています。

(花村会長) この受託者には何人ぐらい社員がいますか。

(所管課) 1人でやっています。

(花村会長) 今のところは1人で、その人に頼んでやってもらうということですね。

(所管課) はい。

(花村会長) 5件くらいであればできるでしょうね。

(所管課) 先生とまた相談しながらやります。

実際には違うカウンセリングルームを使う場合もあり得ると思います。現在、委託しているのは、1件に対してその受託者だけですが、カウンセリングを依頼しなければならないケースが今後さらに出てくる場合もあり得ます。そのときは、委託先として現在の受託者でないところも出てくるかもしれません。

(芦澤委員) 個人情報のお話ではありませんが、全体的に片仮名が多い案件だと思いました。恐らく業界の傾向だと思いますが、こういった状況にいる人は高齢者も多く、警戒心も強いのではないかと思います。「カウンセリング」と言われるともしかすると怖い印象を受けるかもしれません。単純に「ご相談」とかにして、配慮してもらえればと思います。

(花村会長) ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(3) 【案件3】地域包括ケアシステム構築に向けた圏域単位での介護データ分析・活用事務について**  
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)  
(個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件3「地域包括ケアシステム構築に向けた圏域単位での介護データ分析・活用事務について」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件3につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(小嶋委員) 今回、ビッグデータの解析をするということですが、どのようなことを検証していくことになるのでしょうか。

(所管課) 「この地域は要介護度の高い人が多いのか少ないのか」とか、「一定期間経った後に要介護度が改善している人が多いのか、悪化している人が多いのか」ということを見ていきたいと思います。そのデータを市職員、区職員、地域ケアプラザ、民生委員、町内会の人たちと共有し、この地域にはどういう取組が必要なのかという施策の検討に使っていきたいと考えています。

(中村委員)「2 事務全体の概要」の「3 事務の流れ」で、住民基本台帳情報を暗号化した上で利用するというので、「目的外の内部利用」と書かれています。保護条例上では、実施機関内の目的外利用の場合は、公益性があり、個人の権利利益を不当に侵害することがないようにしなければならないと規定されています。

今回のこのケースは、この制度の目的からいっても公益性があり、個人情報取扱いも暗号化していることから、個人情報の本人の保護を図っているという理解でよろしいですか。

(所管課) そうですね。公益性があると同時に、住民基本台帳の情報については必要最低限にしており、暗号化することで、個人はできる限り特定できない形での取扱いを考えています。

(事務局) 住民基本台帳は、地方公共団体が保有している住民台帳であって、その団体の事務に使用するということが本来目的に含まれていると思います。そのため、恐らく、目的外ではなく目的内と考えてよいのではないかと思います。団体の住民名簿の内部利用という位置付けでいいかと思っています。

(中村委員) 私もそう思っていました。そうであれば、「目的外の内部利用」という記載は削ってもいいのではないのでしょうか。

(事務局) (6)には、明記されていませんが、流れから考えると、住民基本台帳情報のことを指しているのでしょうか。

(所管課) そうです。

(事務局) だとすれば、ここは目的内という整理のほうがいいかと思えます。

(所管課) そうしたら、「目的外の利用」という記載は削除ということで、事務局と調整して訂正します。

(事務局) その上の(4)にも「目的外」とありますが、こちらは介護レセプトデータのことなので、目的外ですね。

(花村会長) 住民基本台帳については目的内でいいのですよね。では、(6)の「目的外」という記載は削除するということですか。

(所管課) はい。

(花村会長) 医療局のシステムは、その後順調にいつていますか。

(所管課) 医療局のシステムは、構築が終わったところで、間もなく運用開始します。

(芦澤委員) この受託者が生命保険会社のグループ会社でしょうか。

(所管課) はい。グループ会社、あるいは、関連会社です。

(芦澤委員) 多数の生命保険会社がある中で、ある1社だけに非常に重要な健康状態の情報が入ることにならないのでしょうか。

また、生命保険を販売する会社なので、地域ごとの状況が先方に分かったときに、地域ごとに保険料率の設定を変えられたら、会社としては、経済合理性の部分で重要な話になってくると思います。そういうことが万が一でも起きると、市民にとっては非常に不利益になるのではないのでしょうか。恐らくその辺り手当されていると思いますが、そういうことが起こらないようにすることが非常に重要だと思います。

(所管課) ご心配されるのはごもっともだと思います。現在、医療局のシステムをつくっているのがこの受託者です。医療局と連携してシステムを構築するように、総務局からも指摘がありました。そのような理由から、今回、この受託者に委託して介護のデータベースを作ることになります。

受託者の契約の中には守秘義務を入れ込むとともに、個人情報の取扱いについても、市民のデータが保険会社の業務に使われることがないよう注意していきたいと思います。

(芦澤委員) 業界用語的には「ファイアウォール」というと思います。同じグループ会社内資本関係があったとしても、顧客の便益を最優先した場合、データ等のやりとりが起こらないようにというのは極めて強く手当しなければいけないのかなと思います。ご確認いただければと思います。

(事務局) 事前に調整の段階で聞かなければならなかったのですが、今気が付きました。「取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」で、「コード化された住所」ということで、番地・番・号が入っています。圏域ごとの分析ならば、圏域コードに置き換えてしまえばいいような気がします。個別の番地・番・号が必要でしょうか。

(所管課) 圏域ごとの人口や年齢構成が分かればいいのですが、大規模団地など、同じ住所で何十棟もあるような地域もあります。肩書まで入力しておかないと、どこの団地に住んでいるか全く分からなくなってしまうことがあって、号までの住所が必要です。

(事務局) 大規模団地に限らず、戸建も入るのですよね。

(所管課) はい。

(事務局) 戸建で号まで入れば、基本的には個人が特定できます。識別性低減化情報というよりは、生の個人情報と考えていかなければならないのかなと思います。非識別加工情報や匿名加工情報というような厳格な加工基準に従った加工ではないので、氏名を削除しても個人情報性は失われません。個人情報としての取扱いを考えてくださいという話はしていましたが、氏名等をハッシュ化しても、個別の番地・号まで入るとかなりの生の個人情報となります。

(花村会長) 要するに、これは必要なのかという発想ですね。

(所管課) 現在、日常生活圏域を仕分けるマスターがないです。仕分けようがない状態になっています。新たに圏域を設定するマスターをつくり、それとこの住所を合わせて、圏域ごとに状況を見ていくことになります。そこまでは号までの住所が必要になります。

(花村会長) 圏域というのは、例えば「何々中学校の学区」という認識でいいでしょうか。

(所管課) イメージとしては中学校区を基本とするので学区ですが、「何丁目何番地の一部」とか、「何丁目の一部」という表記の仕方で載っています。

(花村会長) そうすると、中学校区があって、何丁目何番地が分かれて、入るか入らないかということになります。コード化された住所の中に区コード、町コード、字コードが必要になるというのはどうしてですか。

(所管課) 圏域の設定が、文字情報で地図上などで区切られているだけです。コード化された住所と圏域コードを突合するものは存在しません。今回のシステムの中でそれを仕分けられるようにしていくことは目的の一つでもあります。番地・番・号のレベルまででどの圏域に属するか、精緻に仕分けていくためにこうしたコード化した番地のところまでを使いたいと考えています。

(花村会長) 例えば、ハッシュ化するというのは、ある人が要介護5だとしても、そういうことが分からないようにしようということなのですよね。

(所管課) はい。

(花村会長) このコード化された住所が出てしまうと、誰だか分かってしまうのではないですか。「何丁目何番」で「〇〇さん」となってしまうと、ハッシュ化した意味がないというのが事務局の話ではないですか。

(事務局) 別紙に「3 データ加工のイメージ」があります。元データは番地・番・号まで必要です。それを基にどの圏域に入るか、機械的に仕分けできるのか、その上でどういった作業を行うのか考えていかなければいけません。圏域データベースになった時点では、ここまでのデータはいらないと思います。圏域データベースに至る前に圏域コードに置き変わるほうがいいのかと思います。

(花村会長) そのとおりです。いろいろとハッシュ化して難しいことをしても、これで分かってしまったら意味がないのではと思います。

医療局のときはどうでしたか。圏域は関係なかったですか。

(所管課) 医療局は医療圏という観点から、もう少し大きい単位で、市域でした。

今回、「日常生活圏域」ということで説明をしています。この先、自治会町内会の圏域や、いろいろな切り口でデータ分析の単位を区切っていく段階でも、活用としてはコード化された住所を基に調べていくことが想定されます。そういった意味での必要性はこちらとしては考えています。

(花村会長) 圏域の中に、またがるような自治会があります。そのような場合に、さらに「このデータが欲しい」という気持ちは分かりますが、今回はこの圏域データの関係だけでの審議ですから、将来的なことは考える必要はないのではないですか。圏域ごとのデータを分析して把握しようという発想ですよね。将来は、またがっている自治会のデータを把握しようというのはあり得るかもしれませんが、今そこまでは考える必要はないのではと思いますが。

(所管課) 現在、市内に日常生活圏域は148か所ありますが、生活支援コーディネーターが平成28年度に地域ケアプラザに配属されました。その人と地域の人たちが地域の状況を共有します。その上で、地域の人たちが「自分たちの地域ではどういう活動が必要なのだろうか」と考えていかなければなりません。それで地域の人たちの活動を生み出していくことが地域包括支援の肝になります。私たちの使命としては、地域の人が、自分たちの置かれた状況がどうなのかを考えるための情報を提供することではないかと思われまます。地域の人たちが欲しい単位としては、国の

ほうでは「日常生活圏域」ということで示していますが、その日常生活圏域が広いので、その中に団地があったり、坂の上と下があったりします。坂の上の人は買物時、重い荷物を持って下から上ってこなければなりません。買物支援が必要だということになります。坂の下のほうの人たちはそういう発想にはなりません。そういったところから何が必要かとか、求められる支援は変わってきます。こちらもきめ細かに対応しなければならないという発想から、まず一旦番地・番・号を単位として持ち、いろいろな切り口から切り込みます。その上で、当然、個人が判別できないようにして、地域と共有することを理想的な姿としています。

今後、圏域ごとに持ったものを暦年で保存していくとなると、将来的な変化が分からなくなってしまうのではないかという危惧を持っています。仮に、5年後にこういった坂の上と下でやはり状態が違うのではないか、5年前からの詳細はどうなのだろうというときに、集計されたものしか分からないという状況になってくると、分析のしようがなくなってしまいます。これは非常に重要だと思います。

(花村会長) 何となく分かりました。とりあえず圏域ということで作るけれど、圏域と圏域にまたがっているところがどうなのか、将来必要になってくるかもしれません。きめ細かい情報を得ておきたいから、コード化された住所は入れておかないと、圏域だけでは後で使えなくなるのではないかという趣旨ですね。

(所管課) はい。

(事務局) 結局、データベース上で、番地・番・号など個人識別性を残した形でデータベースにしておくのか、ハッシュ化してもひも付けられるようになっているので、データベースとしてはとりあえず圏域コードだけ持っておいて、もう少しきめ細かい分析が必要なら、元のデータに戻って分類の対応コードを与え、そのときに分類することはできるわけです。個人識別性のある形で残しておく、いつでも自由にいろいろな集計ができる利便性があります。すぐにはできませんが、別の対応コードを与えれば別の集計もできるようには、おそらく、対応できると思います。どこまでの利便性を考慮するかということです。

(花村会長) 手間の問題と個人情報の問題との比較衡量の上でどうかという判断だとは思いますが。せっかくハッシュ化するにも関わらず、番地・番・号を残してしまったら意味ないのではないですか。

(事務局) 名前は分からないようにしたということです。

(小嶋委員) 番地・番・号を除いてということでは駄目でしょうか。

(花村会長) 町コードぐらいだったらいいかという気がしますが、番地・番・号など入れたら、ピンポイントで分かっけてしまいます。気持ちは分かりませんが、町コード字コードぐらいまでで止めておく形にしたらどうですか。ひも付けられるのだから、手間暇かければ違う区域の情報であっても分析できなくはないのでしょうか。

(所管課) データベースの立て付けとしては、いろいろあるかと思いますが、例えば、受託者に渡す前に加工した上で、暦年の丁番号までで持っているものを別に管理して、これを除いた上で圏域のものを受託者の

データベースに載せていく二重管理の手間はあるかと思います。不可能ではないと思うので、こういった切り口でできるものは別のセキュリティを用意した上で構築していくというのは手段かと思います。全部情報をなくしてしまおうという発想にはやはりならないかと思います。町の人たちに寄り添ったきめ細かな対応や支援は絵に描いた餅になってしまうので、肝の部分として了承していただきたいです。

丁・番・号までないと、日常生活圏域ごとのエリア分けそのものができなくなってしまいます。ご配慮いただければと思います。

(花村会長) 番地・番・号までの情報は、受託者に行かないシステムはつくれるのですか。

(所管課) これから検討することになりますが、技術的に不可能ではないと思います。

(花村会長) 先ほど芦澤委員がおっしゃったことも、若干危惧します。

(中村委員) やはり公益性との関係かなと思います。基本的に情報として持つておくものとしては、号まで必要であれば、あり得るかと思います。

一方で、そういう情報が特に受託者においてきちんと管理されるのかどうか危惧されるころだと思います。そこをよく注意してもらうことを前提にすれば、号までの情報ということは、私はいいのではないかと考えています。

(清野委員) やはり公益性と個人情報かと思います。別紙の「3 データ加工のイメージ」を見ると、「コード化された住所」とあります。「データベース構築」のときに、この番・号の部分を変えるのはそんなに困難ではないのではと私は思います。ほかの処理が終わった最終的な成果物としての圏域データに関しては番地・番・号を除いてもいいのではと思います。その辺りについてもう少し検討が必要ではないでしょうか。

(花村会長) 少なくとも番地・番・号までの情報を受託者に流さないシステムを考えていただきたいです。それと、受託者において情報の管理をしっかりとってもらうということで、所管課が強く望むのであれば、この内容で承認ということはどうでしょうか。

(芦澤委員) ビッグデータ関係の話が最近増えています。「きめ細かい」ということの仮説が事前によく分かりません。「何か出てくるだろう」という感じで話をされるイメージがあります。

今一つ公益性の腹落ちしない中で、公益性と個人情報とのせめぎ合いになります。市としてできるだけその仮説のところをきちんと設定した上で、何の情報が必要なのかをしっかりと検討してデータ化することが大事だと思います。

買物の話は分かりやすかったですが、それだけではないと思います。

データを取り扱うところの意識を上げてもらえればと思います。

(新田委員) 市民は、ひとり暮らしや生活保護を受けていることが近所に漏れるのを非常に嫌がります。個人には、番地など細かいところまで漏らしてもらいたくない人がいます。こういうデータをいろいろなところに全部流さず、どこで止められるかです。その辺りの兼合や判断は必要になります。

(花村会長) ほかに特にご意見がなければ、いろいろな重要な問題があることを十分認識してもらい、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(4) 【案件4】若年性認知症支援コーディネーター事業委託について  
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)**

(花村会長) 次に、案件4「若年性認知症支援コーディネーター事業委託について」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件4につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(芦澤委員) 「事務全体の概要」に認知症コーディネーター事業の全体像があります。行政として制度・仕組みをつくる観点から、認知症コーディネーターの設置とネットワーク構築・研修会は非常にいい取組だと思います。

相談事業は、受益者負担の中で、受益者が任意にするという考え方でされるようなものではなく、この中に制度の一環として入れるべきだという考えをお持ちなのですか。個人情報の入手と委託という次の問題も関わってくるので、確認させていただきたいです。

(所管課) 受益者負担とはどういうことですか。

(芦澤委員) 問題を抱えている人が個別に相談に行く場合、民間の医療機関等でもあるのではないかと思います。そこを行政がやるのですかということですか。

(所管課) 民間の医療機関ももちろんやりますが、若年性認知症は認知症という医療的な側面だけではなく、通常、若年で働いている最中に発症しますので、職場での理解や、障害年金のことなど、非常に幅広い支援が必要になります。専門のコーディネーターという形で幅広く調整や情報収集できるようにします。

(芦澤委員) それが必要だという認識が全国的にもなされつつあるという理解でいいですか。

(所管課) はい。

(清野委員) 「個人情報を取り扱う事務開始届出書」の「個人情報の記録項目」の「④心身の状況」で、若年性認知症ということで、性格や性質の情報についても収集することがあるかと思います。もし可能性があれば、非常にセンシティブな情報なので「収集する」にチェックが付くかと思います。いかがですか。

(所管課) 確かに、いろいろな状況を聞く中ではあり得るかもしれません。

(花村会長) そうであればチェックを付けておかないと、ということになります。それでお願いします。

ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思います

が、よろしいでしょうか。  
(各委員) <異議なし>  
(花村会長) それでは承認といたします。

### 3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告  
横浜市戸塚福祉授産所の防犯カメラ運用事務
- (2) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告  
ア 横浜市内企業のインフラビジネス海外展開支援に係る業務委託  
(ワークショップ及びビジネスマッチングセミナー開催等)  
イ Y-PORTセンターにおける横浜市内企業の技術・製品を活用した案件  
形成・事業化支援に係る業務委託  
ウ よこはまウェルネスパートナーズ運用に伴う名簿管理
- (3) 市のイベント・行事における参加申し込み受付等業務委託  
こどもの育ち応援事業「Welcome あおぼ子育てツアー」参加受付等業務委託
- (4) 事業記録作成業務に係る事務委託についての報告  
こどもの育ち応援事業「Welcome あおぼ子育てツアー」事業記録作成委託
- (5) 広報を目的とした横浜市WEBサイトへの個人情報掲載に係る電子計算  
機結合についての報告  
よこはまウェルネスパートナーズの取組紹介
- (6) 委託先個人情報保護管理体制 (1件)
- (7) 個人情報を取り扱う事務開始届出書 (2件)
- (8) 個人情報を取り扱う事務変更届出書 (39件)
- (9) 個人情報ファイル簿変更届出書 (7件)

### 4 その他

- (1) 個人情報漏えい事案の報告 (平成30年2月24日～平成30年3月16日)
- (2) その他

(花村会長) それでは、次に、「報告事項」及び「その他」に移りたいと思  
います。まず「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当  
係長からご説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配付資料により内容をご  
確認いただき、疑問点等があればご連絡いただき、というかたちで願  
いいたします。

<資料に基づき説明>

(花村会長) 続いて、「その他」として、報告案件があるようですので、ご説  
明をお願いします。

(事務局) 第160回審議会においてご審議いただきました、いじめ重大

事態の調査結果の公表について、附帯意見として、公表版を審議会に報告することといたしました。

先日初めての公表案件がございましたので、ご報告いたします。

(花村会長) 公表されていない内容に触れる可能性がありますので、個人情報保護の観点から、これ以降は非公開といたします。

それでは、ご説明をお願いします。

(所管課) 昨年 12 月に公表ガイドラインを策定する際、11 月審議会では公表版について特定人基準との兼ね合いや公益性という点を含めてご審議いただきました。その際出たご意見を参考にしながらガイドラインを作りました。

それから 2 か月半くらいかかり、3 月頭に 2 件の重大事態について公表版を公表しています。a 中学校と b 中学校という二つの事例になります。ボリューム的には a 中学校は A 4 両面、b 中学校は A 4 で 3 枚ほどで、まとめたものを公表しました。

実際には個人情報と公益性でバランスを取っているようなところはあまりありません。今回は重篤な案件にまで至っていないものでしたので、個人情報には最初から配慮した上で、この公表版をまとめてホームページに掲載しました。

調査報告書の本体もお手元にご用意しているかと思います。今回の 2 つの報告書の内容はトーンが全く違います。a 中学校のほうは簡潔に内容をまとめています。a 中学校の件の公表に関しては、グレーゾーンをそのままにして公表版を作っています。

一方、b 中学校は話し言葉など、詳細に作っているところがあります。これは入っている外部委員が違ったので、それによる違いです。

この 2 件を実際公表した際の反応ですが、一般市民からこの件の内容について踏み込んだり、個人を特定するような問合せはありませんでした。問合せ自体も 1 件もありません。

ただ、最初の公表でしたので、当日この件については、場を設けて、マスコミをこちらから呼んで、「こういうルールでこういう形で出す」と説明しました。そこで一括して質疑応答し、記事にするのならば、してもらい、正確に伝えてもらおうとしました。

(花村会長) 何社ぐらい来ましたか。

(所管課) 相当来ていました。市政記者クラブの人は全員来ていました。

この公表版のまとめ方についての不安が相当大きかった状況です。我々が危惧していたところとはまた逆で、「全然内容が書いてない。もう少し踏み込んで書くべきではないか。」ということが、マスコミの意見として大きかったということです。

その辺りも踏み込んで記事にしたところは一紙あり、そこでの議論を翌日に載せていました。他社からは相当辛辣なことを言われましたが、記事にはなりません。いずれにしても、大きな混乱は起きずに今日に至っています。

(花村会長) 重大事態はあと何件ありますか。

(所管課) 現時点であと十数件です。更に相談は逐次入ってきているので、

今後、年何件かは出てくる可能性はあります。

今回の公表版の中では、時期についてはあえて分からないようにして作っています。出したところはせいぜい秋、冬という季節だけです。これについては外部も内部もいろいろとご意見がありました。その辺りを今後どう示していくか、我々としても考えたいと思います。

確かに、秋に起きて春に重大事態と認めて、もう少し具体的な時系列がないと、その期間内にどういうやりとりをし、意思決定をしたか分かりません。個人情報に配慮した上で、せめてもう少し詳細に分かるようにできないかというのは内部で話しています。その点は工夫していきたいと思いますが、そのほかについてはそれほど大きな意見はありませんでした。今回の内容をベースに、ほかの案件についてもレベル感を揃えてやっていければと思います。

(中村委員) a 中学校は、公表版も非常に先入観なく、よく分かりました。

b 中学校の公表版を報告書を読まずに先に読むと、少し分かりにくいところがありました。「3 調査結果」で、当該生徒がSNSの言葉によって心理的な大きな打撃を受けました。その前には「SNSを通して当該生徒に登校していないことを心配する内容の連絡をした」ということが書かれています。そうすると何となく、単なるコミュニケーションのトラブルのように読めます。報告書を見ると、SNSの言葉自体が当該生徒にとってはそういうふうに捉えられるような内容だったというふうに、調査委員も見ているようです。ここは逆に、やりとりを書かなくても、「SNS上の言葉で心理的に大きい打撃を受けた」だけでもいいのかなという気がしました。同じようなところがそのほか何箇所かあります。

(所管課) これはいろいろな事情があり、このような形になっています。やはりベースになっているいじめ防止対策推進法が、当該生徒に寄り添う法律になっています。初めての公表ということで、被害側の意見も加害側の意見も聞いています。その上で落とし所を探ったのが実情です。最終的には、ホームページに掲載するに当たり、この部分はこのような形で記載しました。正直なところ、かなりまどろっこしい形になっています。ここまでいう必要がないというのはおっしゃるとおりです。

我々の反省点として、その前の3行にある行為があまりにもあっさりしていたので、もう少し実情を詳しく書いた上で、最終的にはSNSが決定打になったという形にすればよかったのかなと思います。今後に生かしていきたいと思います。

(花村会長) 今後の公表はいつですか。ある程度公表していかないといけないですよ。

(所管課) 早ければ6月頃までに何件か出す可能性があります。夏前までにもう2、3件くらいです。今年度はやはりある程度公表をしていかないといけません。1件1件違うチームで動かしています。

そうは言っても、被害側には十分配慮した上で進めないといけません。なるべくスピード感は持ちますが、そこは落とさないようにということです。

アクシデントがあると、予定がずれるかもしれません。

(花村会長) 公表版を出す度に記者発表などするのですか。

(所管課) 今回は、記者発表はしていません。教育委員会会議の一般報告で、「こういう形で公表します」ということで、公開の場で発表しています。

教育委員会会議にメディアがたくさん集まってきてしまっても、会議そのものの運営に支障が出てしまいます。その後に記者レクチャーするというので、事前の報道等は規制しています。いずれにしても、しばらくは記者発表ではないですが、記者を集めて説明する場は設けたいと思います。

(小嶋委員) 前の話で、公表に際して被害者や加害者の同意は必要ないということでしたが、今回は「公表する」ということは伝えたのですか。

(所管課) ここに出てくる関係者全員には事前に説明しました。被害者側にはちゃんと同意をいただくということで、そこまで調整しました。加害者側は、聞ける意見は聞きますが、聞けない意見もあります。そこはちゃんと線引した上で、「こういう形でこの時期に出る」と説明した上で公表しました。

(花村会長) ありがとうございます。今後また来ていただくこともあるかもしれませんが、よろしくお願いします。

(清野委員) 1点だけよろしいですか。私はb中学校から先に読みました。同じように、最初のところが分かりづらかったです。「関係生徒」の定義がなかなか出てきませんでした。後でa中学校のほうを見たら、関係生徒の定義が割と最初のところに出てきて、分かりづらさが違う感じがしました。法律の文書であれば通常、定義が先に出てきます。

具体的には「3 調査結果」の2段落目の「SNSを通じて当該生徒に登校していないことを心配する内容の連絡をした生徒」は、実際はこのA、B、Cの3人なのですが、これ以外の人かと思いました。「関係生徒」という言葉が出てきても、定義がなく素直に流れを見ると、A、B、C以外が連絡してきて、その人と被害者がけんかしたのかと思い、非常に混乱がありました。揃えられるところは形式を揃えたほうが読みやすいです。

(所管課) 確かにそのとおりで、このb中学校については関係生徒の定義が最初に出てこないで流れています。そこの読みやすさは工夫していきたいと思います。

(花村会長) ほかに特にご意見がなければ、了承とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承といたします。

本日予定された議事は以上ですが、事務局から何かありましたら、お願いします。

(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。

次回の日程でございますが、5月30日水曜日、午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所で開催を予定しております。

	<p>後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願い致します。 事務局からは以上でございます。 本日はどうもありがとうございました。 (花村会長) それでは閉会とさせていただきます。 本日は、どうもありがとうございました。</p> <p><b>【閉 会】</b></p>
資 料 特記事項	<p>1 資料 (1) 第163回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第163回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項 次回は平成30年5月30日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成30年5月30日第164回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡

---